

新旧対照表  
(物資供給契約約款準)

現 行	改 正 案
<p>(甲の解除権)</p> <p>第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>3 第 13 条第 1 項に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。</p>	<p>(甲の解除権)</p> <p>第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>3 本条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、甲が被った損害（代替品の購入費用及びその調達に要した人件費並びに甲が納入先から納入遅滞等の理由により損害賠償請求を受けた場合の当該損害額を含む。）を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 本条第 2 項に定める違約金は違約罰とし、前項に定める損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>5 本条第 1 項に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。</p>
<p>(概算数量契約)</p> <p>第 18 条</p> <p>4 甲は、次のとおり発注数量変更の措置を行うことができる。</p> <p>(1) 全物資共通</p> <p>次の事由の場合は、給食実施日の 4 日（中 3 日）前まで発注数量の変更ができる。</p> <p>ア 実施人員を変更する場合</p> <p>イ 牛乳については、アレルギー対応を要する場合</p> <p>ウ 義務教育学校後期課程の昼食食材の発注をする場合</p> <p>(2) パン、米飯及び牛乳</p> <p>牛乳は、給食実施日の 3 日（中 2 日）前まで、パンは、給食実施日の 2 日（中 1 日）前まで、米飯は、給食実施日の 1 日（中 0 日）前まで、感染症の流行などを理由として発注数量の変更ができる。</p>	<p>(概算数量契約)</p> <p>第 18 条</p> <p>4 甲は、次のとおり発注数量変更の措置を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校等給食</p> <p>ア 全物資共通</p> <p>次の事由の場合は、給食実施日の 4 日（中 3 日）前まで発注数量の変更ができる。</p> <p>(ア) 実施人員を変更する場合</p> <p>(イ) 牛乳については、アレルギー対応を要する場合</p> <p>(ウ) 義務教育学校後期課程の昼食食材の発注をする場合</p> <p>イ パン、米飯及び牛乳</p> <p>牛乳は、給食実施日の 3 日（中 2 日）前まで、パンは、給食実施日の 2 日（中 1 日）前まで、米飯は、給食実施日の 1 日（中 0 日）前まで、感染症の流行などを理由として発注数量の変更ができる。</p> <p>(2) 中学校給食</p> <p>全物資について、実施人員を変更する場合は、給食実施日の 7 日（中 6 日）前まで発注数量の変更ができる。</p>

5 荒天時について、乙は次の通り対応する。

(1) 警報等

小学校、義務教育学校及び特別支援学校においては当日の午前6時の時点で、特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報または降灰予報が発表継続中の場合、全市一斉休校となるため、次のとおり対応することとする。

ア 物資納入は中止する。ただし、当該物資については、納入したものとみなす。

イ 既に納入した物資については、パン及び米飯を除き回収しない。

(2) 計画運休

鉄道会社の計画運休のみを理由とした全市一斉の休校は原則行わないが、市内鉄道会社全社（JR線、東急線・みなどみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、全市一斉休校となるため、本条本項(1)と同様の対応とする。

5 荒天時について、乙は次の通り対応する。

(1) 小学校等給食

ア 警報等

小学校、義務教育学校及び特別支援学校においては当日の午前6時の時点で、特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報または降灰予報が発表継続中の場合、全市一斉休校となるため、次のとおり対応することとする。

(ア) 物資納入は中止する。ただし、当該物資については、納入したものとみなす。

(イ) 既に納入した物資については、パン及び米飯を除き回収しない。

イ 計画運休

鉄道会社の計画運休のみを理由とした全市一斉の休校は原則行わないが、市内鉄道会社全社（JR線、東急線・みなどみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、全市一斉休校となるため、本条本項アと同様の対応とする。

(2) 中学校給食

給食の調理工場または中継配送センター（以下「調理工場等」という。）の立地市域において、特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、降灰予報（以下「各種警報」という。）が発令された場合、当該調理工場等への物資納入を一時中断する。

それ以降の物資納入の要否については、乙の輸送体制や調理工場での受け入れ状況を確認したうえで、教育委員会事務局と甲において協議を行い、物資納入日の15時までに判断することとする。

なお、給食提供が中止となった場合は、次のとおり対応することとする。

ア 中継配送センターへ既に納品された物資については、乙が回収を行う。中継配送センターは、乙の物資の引き取りまでの間、物資を保管する。

イ 調理事業者へ既に納品された物資については、乙による回収は行わない。教育委員会事務局において、当該物資の処分方法を決定する。

ウ 学校へ牛乳・はっ酵乳が納品されている場合には、給食再開日の分として繰り越して使用できるかどうかを、教育委員会事務局と甲で協議のうえ、乙と調整する。